

表

		第		号	
身 分 証 明 書					
写 真	所 属				
	氏 名				
	生年月日	年	月	日生	
宇陀市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生 の防止に関する条例第 3 2 条第 2 項の規定による証明書					
年 月 日発行					
宇陀市長					印

縦 6 センチメートル

横 9 センチメートル

裏

この証明書を携帯する者は、宇陀市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生
の防止に関する条例に基づく立ち入り検査をする職権を行う者で、その関係条文は、次のとおりである。

宇陀市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生
の防止に関する条例（抜粋）

（立入検査）

第 3 2 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市職員に事業主の事務所、事業場内の土地若しくは建物、その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査、検査させ、関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により市職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。